

定 款



第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人北九州市防災協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を北九州市小倉北区大手町3番9号、北九州市消防局予防部予防課内に置く。

- 2 協会は、従たる事務所を、理事会の決議により必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 協会は、北九州市内における消防法関連事業所の防災体制の確固たる確立を目指し、自らの職場は自ら守る「自主防災活動」と、事業所相互の融和と協調を図る「共助の活動体制」を強化推進し、防火防災に関する総合的研究及び防火防災思想の普及啓発を進め、もって会員事業所の自主防災の完遂と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防火防災思想の普及啓発に関すること。
- (2) 防火管理及び危険物の安全管理に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 消防関係法令の研究及び周知に関すること。
- (4) 自衛消防隊等の育成に関すること。
- (5) 消防・防災関係団体からの委託事業に関すること。
- (6) 消防用設備等の研究開発に関すること。
- (7) 液化石油ガスの安全管理の推進に関すること。
- (8) 会報(機関紙)の発行、各種図書の刊行及び斡旋に関すること。
- (9) 各種啓発行事等の共催・協賛を通じた地域社会貢献に関すること。
- (10) 功労者の表彰に関すること。
- (11) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(公告方法)

第5条 協会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 協会は、協会の機関として社員総会、理事以外に理事会、監事、代議員、評議員及び役員会を置く。

第2章 支部、部会及び委員会

(支部及び部会の設置)

第7条 協会に、次の支部を置く。

- (1) 門司支部
 - (2) 小倉北支部
 - (3) 小倉南支部
 - (4) 若松支部
 - (5) 八幡東支部
 - (6) 八幡西支部
 - (7) 戸畑支部
- 2 協会に、次の部会を置く。
- (1) 消防設備部会
 - (2) LPガス部会

(支部及び部会の構成)

第8条 支部は、当該行政区の会員をもって構成する。

- 2 部会は、北九州市の行政区全域のおおむね同一業種の会員及び北九州市内に事業所を置く傘下組合員をもって構成する。
- 3 支部、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(委員会の設置)

第9条 協会に、次の委員会を置く。

- (1) 危険物委員会
 - (2) 防火管理委員会
 - (3) 企画委員会
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第3章 社員及び会員

(社員の資格)

第10条 協会の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

- (1) 代議員とは、本定款の規定に基づき会員の中から選挙によって選出された者をいう。
- (2) 会員とは、第3条の目的に賛同し、北九州市内において事業を営み、または、北九州市内に事務所を置く団体の傘下事業所等で、会長に宛てた入会申込書を所属しようとする支部又は部会に提出し、受理された個人又は団体とする。

(代議員の選出)

- 第11条 代議員(「社員」以下同じ。)は、協会の支部及び部会において会員の中から選挙により選出する。
- 2 前項の選挙においては、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。代議員の選挙を行うために必要な細目は理事会の議決を経て、会長が別に定める。
 - 3 支部又は部会選出の代議員の数は、支部又は部会の会員数が10人に1人の割合で選出し、会員の端数については、これを切り上げた人数とする。
 - 4 代議員選挙は、2年に1度、5月に実施するものとする。

(代議員の任期)

- 第12条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。
- 2 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(代議員の解任)

- 第13条 協会の代議員は、代議員としてふさわしくない行為があったときは、社員総会において代議員の3分の2以上の同意を得て、その代議員を解任することができる。
- 2 前項の規定により代議員を解任しようとするときは、その代議員に予め通知するとともに、当該代議員に解任の議決を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

- 第14条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。
- (1) 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
 - (2) 死亡、または、会員である団体が解散したとき。

(除名)

- 第15条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において代議員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。
- (1) この定款、または、協会の規則に違反したとき。
 - (2) 協会の名誉をき損し、設立の趣旨に反する行為、または秩序を乱す行為をしたとき。
 - (3) 会費を1年以上納入しないとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に予め通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第16条 会員は、社員総会で定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第17条 退会し、または、除名された会員が既に納入した会費、その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 役員及び事務局

(役員の種類及び選任)

第18条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 (会長、副会長を含む。以下同じ。) 15名以内
 - (4) 監事 2名
 - (5) 評議員 30名以内
- 2 理事及び監事は、協会の社員の中から選任する。ただし、必要がある時は、社員以外の者から選任することを妨げない。
 - 3 評議員は、協会の支部及び部会において会員の中から選任する。評議員を選任するために必要な細目は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
 - 4 会長、副会長は、理事会において選定する。
 - 5 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第19条 会長は、協会を代表し会務を総理する。

- 2 会長は、法人法上の代表理事とする。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の常務を総括する。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 6 評議員は、この定款に定める職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第20条 理事の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 理事及び監事は、再任されることができる。
- 4 理事及び監事は、辞任し、または、任期が満了した場合においても、後任者が就任すまでは、その職務を行わなければならない。

- 5 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

- 第21条 役員は、役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき、または、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、社員総会において代議員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に予め通知するとともに、当該役員に解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

- 第22条 協会の事務を処理するため、事務局を置き、必要な職員を置く。
- 2 職員は、会長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長)

- 第23条 協会に、名誉会長を置く。
- 2 名誉会長は、北九州市長とする。

(顧問及び相談役)

- 第24条 協会に、必要に応じ、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問のうち1名は、北九州市副市長のうち消防担当副市長とする。
 - 4 相談役のうち1名は、北九州市消防局長とする。
 - 5 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じるほか、社員総会及び理事会において意見を述べるることができる。

(参与)

- 第25条 協会に、必要に応じ、参与を置くことができる。
- 2 参与は、学識経験者のうちから理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 3 参与は、会長の諮問に応じるほか、協会が行う事業の実施に関する意見を述べることができる。

第6章 会議

(会議の種別)

- 第26条 協会の会議は、社員総会、理事会及び役員会とし、社員総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第27条 社員総会は、社員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 役員会は、会長、副会長、理事及び評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第28条 社員総会は、法令、または、この定款に別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、法令、または、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 社員総会に付議すべき事項
 - (3) その他社員総会の議決を要しない会務に関する事項
- 3 役員会は、この定款に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じて協会の重要な事項に関し会長に建議することができる。

(会議の開催)

第29条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総社員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- 3 理事会は、会長及び業務執行をする理事が毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上行う職務の執行状況の報告のための理事会のほか、次に掲げる場合に随時開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の5分の1からの会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- 4 役員会は、次に掲げる場合に随時開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 評議員の5分の1からの会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第30条 会議は、会長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、社員に対して、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(会議の議長)

第31条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるときは、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代理する。

- 2 理事会及び役員会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるときは、前項の定めを準用する。

(決議の方法)

第32条 社員総会の決議は、法令、または、定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

(社員総会における書面表決等)

第33条 やむを得ない理由のため社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または、他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面をもって表決した議決権の数は、第32条第1項の議決権に算入する。

(理事会の決議の省略)

第33条の2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(会議の議事録)

第34条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した社員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名（記名）押印しなければならない。

- 2 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事が記名押印しなければならない。

第7章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第35条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第37条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 協会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会の承認を得たうえで、社員総会に報告することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告、決算及び財産目録)

第39条 協会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を受け、その事業年度終了後3月以内に社員総会の承認を得なければならない。

(剰余金の不配当)

第40条 協会は、剰余金の配当はしないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総社員の過半数が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(残余財産の帰属)

第42条 協会が解散した場合には残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 付 則 (省略)